

防災ラジオを 配付します



戸別受信機『防災ラジオ』を屋内に設置することで、市からの防災や行政に関するさまざまな情報を、デジタル音声放送で知ることが出来ます。まだ申し込みをしていない方は、随時受け付けていますので、ぜひお申し込みください。

防災ラジオで 聞けること



通常のラジオ(ワイドFM対応)
 防災情報：気象警報、緊急避難情報、弾道ミサイル情報、火災情報等
 交通情報：交通安全運動啓発、シートベルト強化月間啓発運動等
 行政情報：献血推進、狂犬病予防接種啓発等
 各種行政情報等※内容を変更する場合があります

1月末までに「防災ラジオ」の希望申込書を提出いただいた世帯、および事業所宛てに「貸与申請書」を2月中に郵送します。

1月に登録者がいる世帯に希望申込書を市に提出したにもかかわらず、2月中に貸与申請書が届かなかった場合は、左記へご連絡願います。

自己負担金

無料となる世帯

次のいずれかに該当する場合は、無料となります。

- ・65歳以上の方のみの世帯
- ・要介護度3以上の在宅生活者がいる世帯

自己負担額 1台3千円

※今回配付時のみの負担となります。

受け取り方法

申請者本人または代理の方が、指定の場所まで受け取りに来てください。

※詳細は郵送された貸与申請書をご覧ください。

希望申込書が未提出でも貸与申請書を送付する世帯

- ・災害時要援護者避難支援制

◎問い合わせ：

生活環境課市民生活係

☎(55)5102

女性消防団員を募集しています

二本松市消防団では、女性特有の優しさ、きめ細やかさを活かし、消防団活動の充実強化および地域防災力の向上を図ることを目的として、女性の消防団員を募集しています。

活動内容

- ① 消防団・消防署が行う主要行事への参加
 - ② 火防・防災に対する啓発・広報活動
 - ③ 災害時の後方支援
- 処遇**
- ・ 身分は非常勤特別職の地方公務員
 - ・ 報酬は条例に基づき年間一定額が支給されます。
 - ・ 被服は作業服等一式を貸与します。

平成29年4月1日現在、全国では2万4980人の女性消防団員が活動しており、福島県内では222人が活動しています。

あなたも「二本松」を守るために一緒に活動してみませんか。

応募資格 市内に居住する18歳以上で健康な方



高校生の通学費助成の申請はお済みですか

学校教育法に規定する高等学校等に通学している生徒の保護者に対し、通学費の助成を行っています。

受給要件を満たす方で今年度の申請を行っていない方は、申請期限を延長しましたので忘れずに申請してください。

助成対象となる学校

- ・ 学校教育法に規定する次のいずれかの学校
- ・ 高等学校
- ・ 高等専門学校(3年生までの期間)
- ・ 専修学校高等課程

受給要件

- ・ 市内に住所を有し高等学校等に通学している生徒が、次のいずれかに該当する場合。
 - ・ 市内の高等学校等に通学し、自宅から学校までの道のりが10km以上あること。
 - ・ 市外の高等学校等に通学し、自宅から学校までの道のり(電車を利用して通学すべきことが妥当と判断される場合は、自宅から自宅の最寄駅までの道のり)が10km以上あること。

都市計画審議会の委員を募集します

都市計画決定過程の透明性の向上を図り、市民の幅広い意見を反映させるため、都市計画審議会委員の一部を市民の皆さんから募集します。

募集人員 2人
任期 2年
応募資格

- ・ 平成30年4月1日現在で20歳以上の方
- ・ 都市計画に関心のある方
- ・ 市内に引き続き1年以上居住している方
- ・ 平日昼間の会議に出席できる方(年2回程度)
- ・ 議員、公務員でない方

応募方法 都市計画課(市役所2階)に備え付けの応募申込書を、都市計画課まで持参するか、郵送で提出してください。

※応募申込書は市ウェブサイトでダウンロードできます。
応募期限 2月26日(月)必着
選考方法 書類選考または面接を行います。

◎問い合わせ・申し込み:
都市計画課計画係

☎(55)51288

助成金額

年額2万5千円
※平成28年度中に助成を受けた方で生徒の住所および通学先に変更がない場合は、年額3万2千円となります。

申請書交付(提出先)

教育総務課(市役所3階)または各支所地域振興課
※申請の際には学校長の証明が必要となります。
※申請書様式は二本松市ウェブサイトでダウンロードできます。

申請期限

2月28日(水)
◎問い合わせ:
教育総務課総務係

☎(55)5149



**平成30年度
対象事業を
募集します**

《市民との協働による地域づくり支援事業》

「市民が主役。」
市民とともに創る
地域づくり支援事業

この補助制度は、市民の方々の自治意識を高め、市民との協働によるまちづくりを推進するために、

地域の社会的な課題に対して

市民自らが地域全体の視点に立ち

事業内容の検討、決定を行い

市民相互の支え合いと活力のある地域社会を創造すること

を目的としています。

市民の皆さまの豊富なノウハウを生かした、地域づくりのアイデアをご提案ください。



平成30年度の実施内容

●市民協働地域づくり活動枠 … (ソフト事業)

対象事業

「地域づくり」や、「まちづくり」等の地域の社会的な課題に、地域住民や地域組織が主体的に参加して、その解決に向けて取り組む事業。

●安全安心で住みよいまちづくり枠 … (ハード事業)

対象事業

- ・排水路や地域公園の整備
 - ・市民生活に密着した通路・歩道・階段の整備
 - ・市民が共同で利用する施設等の整備または修繕等
- を行う事業で、地域(地元)の自治組織や自治連合組織が中心に、緊急度や利用度などの重要性を勘案し、市民生活の安全安心度の向上が認められ、地区内の合意形成が図られた事業。

※ソフト事業、ハード事業ともに、平成30年4月1日以降に着手し、平成31年3月31日までに完了できる事業とします。

これまでに実施された事業の一部をご紹介します



▲平成29年度に、「安心な下川崎をつくる会」が設置した、下川崎地区の案内板。下川崎地区の安全安心な生活環境の整備を目的とし設置されました。



▲平成27年度に、「木幡観光振興会」が制作した「木幡の幡祭り」のイメージキャラクター「幡郎君」の着ぐるみ。幡祭りを広くPRするために制作されました。

対象団体、応募方法等

■補助対象となる団体

- (1) 行政区等の自治組織やその連合体
- (2) 市民主体の地域づくり団体
- (3) 市民主体の特定非営利活動法人
- (4) 市長が特に補助金の交付が適当であると認める団体

■補助金の決定方法

地域ごとに事業選定組織を設置し、地域の皆さまが自ら事業の選定を行い、補助金の額を決定します。

■応募方法

事業を実施したい団体は、事業実施箇所の支所地域振興課(二本松地域は各住民センター)に「市民との協働による地域づくり支援事業計画書」を提出してください。

※市ウェブサイトの様式があります。

■事業の公表

補助金の交付決定を受けた補助対象団体は、事業の内容や結果等について、できる限り公表するように努めなければなりません。新聞等に取材依頼を行い、積極的に記事を掲載するよう努めてください。

■応募期限

平成30年3月20日(火)

◎問い合わせ…

生活環境課市民生活係 ☎(55)5102

安達支所地域振興課 ☎(23)9024

岩代支所地域振興課 ☎(65)2800

東和支所地域振興課 ☎(66)2506

企画財政課地方創生推進係 ☎(24)7120

